

○岡山県警察犯罪被害者等カウンセリング費用公費負担制度実施要綱の制定について(通達)

(平成30年6月27日岡県庁第239号/岡会第341号/岡生企第372号/岡地第270号/岡刑企第291号/岡交企第300号/岡公第96号警察本部長例規)

改正 平成31年1月15日岡県庁第6号/岡会第17号 令和3年3月19日岡県庁第67号、岡会第131号、
/岡生企第26号/岡地第20号/岡刑企第15号/ 岡生企第132号、岡地第86号、岡刑企第99号、岡
岡交企第9号/岡公第5号例規 交企第130号、岡公第47号
令和4年9月22日岡県庁第306号 令和5年7月11日岡刑企第265号

各部長

首席監察官

総務統括官

各所属長

この度、別添のとおり岡山県警察犯罪被害者等カウンセリング費用公費負担制度実施要綱を制定し、平成30年7月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

岡山県警察犯罪被害者等カウンセリング費用公費負担制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪被害者等が精神科医等によるカウンセリングに要する費用を公費で負担する制度(以下「公費負担制度」という。)に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等の精神的負担及び経済的負担を軽減することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 犯罪被害者等

犯罪被害者並びにその家族、遺族及び関係者をいう。

2 医療機関等

カウンセリングを行う医療機関、それ以外の機関若しくは施設又は精神科医等

3 精神科医等

精神科医、公認心理師、臨床心理士等の精神保健に関して専門的な知識を有する者をいう。

4 カウンセリング

精神科医等が犯罪被害者等の精神的被害の回復又は軽減に効果があると認めた心理療法による診療等をいう。

第3 対象事件

公費負担制度の対象となる事件は、次に掲げる事件として認知されたものとする。

- 1 不同意わいせつ罪(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 176 条の罪をいい、未遂を含む。)に係る事件
- 2 不同意性交等罪(刑法第 177 条の罪をいい、未遂を含む。)に係る事件
- 3 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪(刑法第 179 条の罪をいい、未遂を含む。)に係る事件
- 4 不同意わいせつ等致死傷罪(刑法第 181 条の罪をいう。)に係る事件
- 5 殺人罪(刑法第 199 条の罪をいい、未遂を含む。)に係る事件
- 6 傷害罪(刑法第 204 条の罪をいう。)に係る事件のうち、犯罪被害者が加療 1 か月以上の傷害を負ったもの
- 7 傷害致死罪(刑法第 205 条の罪をいう。)に係る事件
- 8 逮捕及び監禁罪(刑法第 220 条の罪をいう。)に係る事件
- 9 逮捕等致死傷罪(刑法第 221 条の罪をいう。)に係る事件
- 10 未成年者略取及び誘拐罪(刑法第 224 条の罪をいい、未遂を含む。)に係る事件
- 11 営利目的等略取及び誘拐罪(刑法第 225 条の罪をいい、未遂を含む。)に係る事件
- 12 身の代金目的略取等罪(刑法第 225 条の 2 の罪をいい、未遂を含む。)に係る事件
- 13 所在国外移送目的略取及び誘拐罪(刑法第 226 条の罪をいい、未遂を含む。)に係る事件
- 14 人身売買罪(刑法第 226 条の 2 の罪をいい、未遂を含む。)に係る事件
- 15 強盗致死傷罪(刑法第 240 条の罪をいい、未遂を含む。)に係る事件
- 16 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪(刑法第 241 条の罪をいい、未遂を含む。)に係る事件
- 17 1 から 16 までに掲げる事件以外の事件で、致死の結果が生じ、又は致傷の結果が生じた結果的加重犯に係る事件のうち犯罪被害者が加療 1 か月以上の傷害を負ったもの(交通事故事件に係るものを除く。)
- 18 死亡ひき逃げ事件(車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 72 条第 1 項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件をいう。)
- 19 ひき逃げ事件(車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第 72 条第 1 項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件をいう。)
- 20 交通死亡事故事件等(18 及び 19 に掲げる事件以外の事件で、車両等の交通により人が死亡した事故及び人が加療 3 か月以上の傷害を負った事故に係る事件をいう。)
- 21 危険運転致死傷罪等に該当する事件(18 から 20 までに掲げる事件以外の事件で、危険運転致死傷罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成 25 年法律第 86 号)第 2 条及び第 3 条の罪をいう。)、無免許危険運転致傷罪(同法第 6 条第 1 項の罪をいう。))及び無免許危険運転致死傷罪(同条第 2 項の罪をいう。)に係る事件をいう。)

22 1 から 21 までに掲げる事件のほか、事件の内容、犯罪被害者等の置かれた状況等を
勘案し、警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)が、
警務部県民広報課長(以下「県民広報課長」という。)と協議し、公費負担制度を利用
する必要があると認めた事件

第 4 対象費用等

1 対象費用

公費負担制度の対象となる費用は、対象事件に係る次に掲げる費用とする。

- (1) 初診料及び再診料(初回診療及び再診療に係る費用をいい、必要があるときは、
時間外等加算料を含めることができる。)
- (2) カウンセリング料(カウンセリングの実施に要する費用をいう。)
- (3) カウンセリングに付随する検査料、処方箋料、投薬料等(いずれもカウンセリン
グの実施に要するものに限る。)
- (4) 入院費用(カウンセリングの実施に要するものに関し、対象事件 1 件につき 1 人
当たり 10 万円を上限とする。)

2 期間の制限

対象費用は、犯罪被害者等が犯罪被害後に初めてカウンセリングを受けた日から起
算して 3 年以内に受けたカウンセリングに係る費用に限ることとする。

3 保険の適用

(1) 原則

対象費用の額は、原則として保険診療による自己負担額とする。

(2) 例外

犯罪被害者等が医療保険に加入していないとき又は保険診療によらないカウンセ
リングを受けたときは、自己負担額を対象費用の額とする。

第 5 公費負担の制限

次に掲げる場合は、公費で負担しないものとする。ただし、警察署長等が事前に県
民広報課長と協議し犯罪被害者等に対する支援を推進する上で必要があると認めた場
合は、この限りでない。

- 1 性犯罪事件以外の事件で、犯罪被害者等が被害申告をしない場合又は被害申告を前提
としていない場合
- 2 犯罪被害者等が公費での負担を希望しない場合
- 3 他の制度により補償される場合
- 4 その他公費で負担することが社会通念上適切でない認められる場合

第 6 対象事件認知時の措置

警察署長等は、対象事件を認知したときは、犯罪被害者等に公費負担制度の説明を
行い、その利用の意思を確認するものとする。

第 7 支払の手続

- 1 警察署長等は、対象費用の支払に当たっては、犯罪被害者等にカウンセリングを行った医療機関等に対して公費負担制度の説明を行い、岡山県財務規則(昭和 61 年岡山県規則第 8 号)その他の会計関係規程に基づき、当該医療機関等から当該対象費用に係る請求書の提出を受け、当該請求額を支払うものとする。
- 2 犯罪被害者等が既に対象費用に相当する額を医療機関等に支払っている場合は、医療機関等が犯罪被害者等に当該支払額を返還した後に、改めて医療機関等から当該対象費用に係る請求書の提出を受けた上、当該請求額を支払うものとする。ただし、医療機関等から犯罪被害者等に既に支払われた対象費用に相当する額を返還することができない場合は、犯罪被害者等から当該対象費用に係る請求書及び医療機関等が発行した領収証書等の支払内容が分かる書類の提出がなされた場合に限り、犯罪被害者等に対し当該請求額を支払うものとする。
- 3 警察署長等は、対象費用を支払った場合は、カウンセリング費用公費負担報告書(様式)により県民広報課長を経由して警察本部長に速やかに報告するものとする。

第 8 協議

警察署長等は、この要綱によりがたい場合は、必要に応じて県民広報課長、警務部会計課長及び関係所属長と協議するものとする。

第 9 運用上の留意事項

- 1 公費負担制度の運用に当たっては、犯罪被害者等、医療機関等その他の関係者に対して説明を十分に行い、誤解を与えることのないよう言動には十分注意すること。
- 2 犯罪被害者等への説明を犯罪被害者等が希望する性別の警察職員が行う等の犯罪被害者等の心情に配慮した対応をすること。
- 3 犯罪被害者等からカウンセリングに伴う送迎や付添い等の要望がある場合は、必要に応じて犯罪被害者等早期援助団体と連携して対応すること。

第 10 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
カウンセリング費用公費負担報告書	県民広報課	5 年
カウンセリング費用公費負担報告書の写し	作成した所属	5 年

様式

カウンセリング費用公費負担報告書

[別紙参照]